

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月10日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第51号

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成31年四日市市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第2（第13条関係）				
設備器具等使用料				
名称	種別	単位	金額（円）	備考
アリーナ	(略)			
	照明設備（1,500LX）	(略)		
	冷暖房装置（全面）	1時間	10,880	
	冷暖房装置（1/2面）	1時間	5,440	
	拡声装置	(略)		
	(略)			
備考 (略)				

改正前				
別表第2（第13条関係）				
設備器具等使用料				
名称	種別	単位	金額（円）	備考
アリーナ	(略)			
	照明設備（1,500LX）	(略)		
	冷暖房装置	1時間	10,880	

	拡声装置	(略)
	(略)	
(略)		
備考 (略)		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)